

(第19回統一地方選挙)

三重県知事選挙、 三重県議会議員選挙の 投票日です

投票時間 午前7時～午後8時

4月7日
日曜日



1. 選挙に投票できる人

平成13年4月8日以前に生まれた人で、平成30年12月28日以前から亀山市に住民登録がしており、引き続き選挙の投票日まで市内に住んでいる人です。

【県内の他の市町から転入した人は…】

平成30年12月29日以降に県内の他の市町から亀山市に転入の届出をした人は、転入前の市町か亀山市が発行する「引き続き三重県の区域内に住所を有する旨の証明書」を持参の上、転入前の市町で投票してください。

【県内の他の市町へ転出した人は…】

亀山市から県内の他の市町へ転出した人は、亀山市に選挙権がある場合があります。

該当する人は、亀山市から転出先の市町が発行する「引き続き三重県の区域内に住所を有する旨の証明書」を持参の上、転出前の住所地の投票所へ提出し、投票してください。

この証明書を提出していただくとスムーズに投票ができますので、事前に市民課戸籍住民グループ(市役所1階)へお問い合わせください(他の市町でも可)。

また、この証明書を持参しない場合でも、県内市町の選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、投票することができますが、確認に時間を要する可能性がありますので、ご了承ください。

【県外へ転出した人は…】

選挙の投票日まで亀山市から県外の市町村へ転出した人は、選挙権がありません。

【市内で転居した人は…】

平成31年3月12日以降に市内で転居した人は、前住所地の投票所で投票してください。

2. 投票所入場券は郵送します

投票所入場券は、各世帯へ郵送します。投票所入場券は封筒1枚に6人までの分が同封しており、世帯が6人を超えると別封筒になるので、注意してください。

家族の投票所入場券を間違えて持参しないよう、投票に出掛ける前に、投票場所と氏名を確かめてください。

投票所入場券が届かなかったり、記載事項に誤りがあったりしたときは、亀山市選挙管理委員会へご連絡ください。

3. 投票に行くときは投票所入場券を忘れずに

あなたの投票所は、投票所入場券に印字されています。指定された投票所以外では、投票できません。

【投票日には次のことに注意しましょう】

▷投票時間は午前7時から午後8時までです。

▷投票に行くときは、投票所入場券を必ず持参してください。もし忘れたときや紛失したときは、投票所の係員に申し出てください。

▷投票所内に掲示されている各候補者の氏名等をよく確認し、投票用紙(三重県知事選挙は白色、三重県議会議員選挙はピンク色)には候補者1人の氏名をはっきりと書きましょう。

▷目の不自由な人、字を書くことができない人、身体に障がいのある人は係員に申し出てください。点字投票、代理投票の制度により投票することができます。係員は秘密を守ります。

4. 選挙公報の配布

選挙公報は、新聞折り込みによる配布のほか、市の各施設にも備えます。候補者を選ぶときの参考にしてください。また、ご希望があれば郵送しますので、ご連絡ください。

5. 当日都合の悪い人は期日前投票・不在者投票を

投票日当日、やむを得ない事情で投票できない人のために、期日前投票・不在者投票(以下「期日前投票等」)の制度があります。期日前投票等をする人で、投票所入場券がすでに手元に届いている場合は、投票所入場券裏面の宣誓書欄に必要事項を記入の上、持参してください。

なお、今回は、三重県知事選挙と三重県議会議員選挙の2種類の投票があり、それぞれ期日前投票・不在者投票の開始時期が異なります。

期日前投票等の期間

▷三重県知事選挙 3月22日(金)～4月6日(土)

▷三重県議会議員選挙 3月30日(土)～4月6日(土)

※いずれも土・日曜日でも投票できます。

時 間 午前8時30分～午後8時

ところ

▷市役所1階小会議室

▷関支所1階

6. 病院や老人ホームでも投票できます

不在者投票が行える施設として指定された病院や老人ホームなどに入院(所)している人は、その施設で不在者投票ができます。

指定病院(施設)であるかなどの詳しい内容は、入院(所)先の施設にお問い合わせください。

7. 重度障がい・要介護5の人は郵便投票を

身体に重度の障がいがある人(障がいの程度等により資格がない場合があります)や介護保険制度で要介護5の認定を受けている人は、郵便による不在者投票をすることができます。

この制度を利用する人は、あらかじめ亀山市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、投票日の4日前(亀山市選挙管理委員会必着)までに、この

証明書を添えて投票用紙の請求をしてください。

投票は必ず郵便で行う必要がありますので、手続きをする人は、事前に亀山市選挙管理委員会へお問い合わせください。

8. 開票は亀山西小学校体育館で

開票は、投票日当日の午後9時15分から亀山西小学校体育館で行います。

なお、開票所では市内の有権者であればどなたでも参観できますが、混乱が予想されるときは、入場制限をする場合がありますのでご了承ください。

また、選挙の開票状況は、ケーブルテレビ(デジタル123ch)、市ホームページで、午後10時30分頃から速報をお知らせする予定です。

投票所一覧表

投票区	投票所名	投票区の区域(自治会区域)	投票区	投票所名	投票区の区域(自治会区域)
1	城北地区 コミュニティセンター	住山町 羽若町 亀田町 アイリス町	14	みずきが丘集会所	田村町(名越は除く) 長明寺町 太森町 みずきが丘
2	北東地区 コミュニティセンター	椿世町 新椿世 北町 北山町 東台町 渋倉町 栄町 東野タウン	15	能褒野町公民館	能褒野町 田村町(名越)
3	本町地区 コミュニティセンター	本町1~4 高塚町 上野町 小下町	16	川崎地区 コミュニティセンター	川崎町
4	亀山市役所	東町 江ケ室 中屋敷町 東丸町 本丸町 西丸町 西町 若山町 南崎町 御幸町 東御幸町 市ケ坂町 万町	17	辺法寺営農組合集会所	辺法寺町
5	野村地区 コミュニティセンター	野村 野村団地 南野町 北野町	18	野登地区 コミュニティセンター	両尾町
6	東部地区 コミュニティセンター	阿野田町 二本松 南鹿島町 北鹿島町 菅内町	19	池山公民館	安坂山町
7	天神町公民館	天神 中村 和賀町	20	小川生活改善センター	小川町
8	南部地区 コミュニティセンター	安知本町 田茂町 楠平尾町	21	白川地区南 コミュニティセンター	白木町
9	昼生地区 コミュニティセンター	三寺町 中庄町 下庄町(神向谷)	22	落針公民館	布気町
10	下庄集会所	下庄町(神向谷は除く)	23	神辺保育園(※)	太岡寺町 小野町 木下町 山下町 虹ヶ丘団地
11	井田川地区南 コミュニティセンター	和田町 和田団地 井尻町 川合町川合	24	関文化交流センター	新所 中町 木崎 泉ヶ丘 富士ハイツ 小野
12	井田川小学校	井田川町 みどり町 川合町東	25	関町北部 ふれあい交流センター	会下 鷺山 あけぼの台 白木一色
13	みずほ台幼稚園	みずほ台 ひとみが丘 山田 新道 メープル川合	26	鈴鹿馬子倶会館	市瀬 沓掛 坂下
			27	林業総合センター	加太神武 加太板屋 加太北在家 加太中在家
			28	市場公民館	加太市場 加太向井 加太梶ヶ坂
			29	関南部地区 コミュニティセンター	萩原 福德 古厩 久我 関ヶ丘 金場 越川

※第23投票区の投票所は、今回に限り、「神辺地区コミュニティセンター」から「神辺保育園」に変更となりますので、ご注意ください。

選挙は、民主政治の基本であり、私たちの意思を政治に反映させる大切な機会です。

棄権をせずに、よく候補者を選んで、あなたの貴重な一票を投票してください。

問合先 亀山市選挙管理委員会事務局 (☎84-5017)

※「引き続き三重県の区域内に住所を有する旨の証明書」については、市民課戸籍住民グループ(☎84-5004)